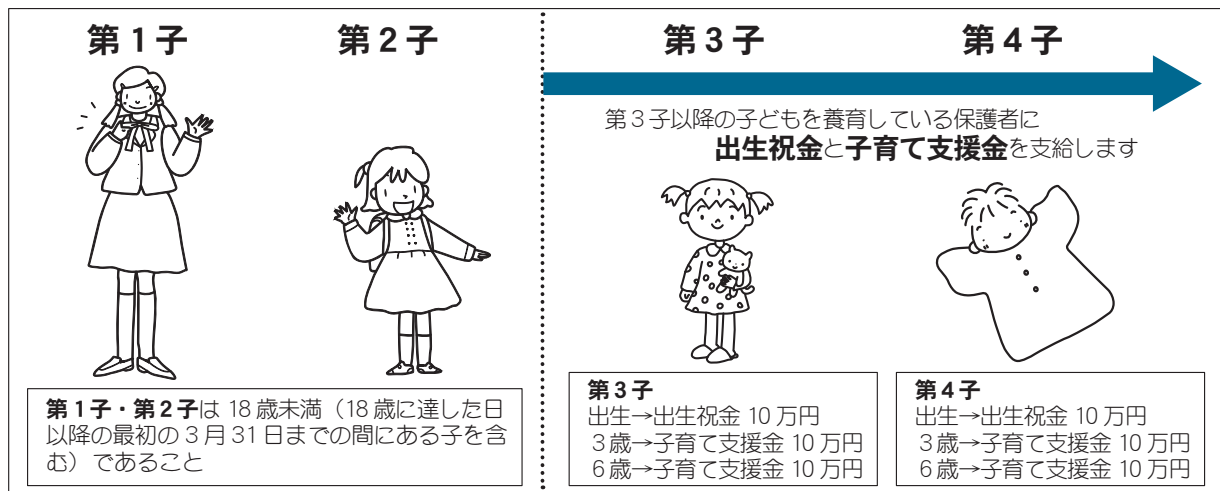


申請はお済みですか？

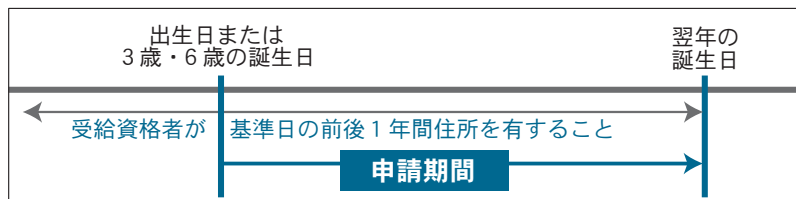
城里町次世代育成支援金

城里町では、3人以上の子を養育する保護者に対し、次世代育成支援金（出生祝金、子育て支援金）を支給しています。次の条件に該当する方は、期限内に手続きを行ってください。

	出 生 祝 金	子育て支援金
支 給 額	出生により3人目以降の乳児を養育することになった保護者…10万円	①第3子以降が3歳に達したとき…10万円 ②第3子以降が6歳に達したとき…10万円
受給資格者 （すべての条件に該当すること）	①出産前に18歳未満の子（18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある子を含む）を2人以上養育している保護者 ②出産日を含む前後において引き続き1年以上城里町に住所を有する者	①18歳未満の子（18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある子を含む）を3人以上養育している保護者 ②3人目以降の幼児が3歳に到達したとき、その幼児を養育している保護者 ③3人目以降の幼児が6歳に到達したとき、その幼児を養育している保護者 ④子の年齢到達日を含む前後において引き続き1年以上城里町に住所を有する者
備 考	ただし、次の場合は支給されません。 ①3人目以降の乳児が、出生の日から起算して14日以内に死亡した場合 ②申請を当該出産日または当該年齢到達日以後1年以内に行わない場合 ③偽りその他不正な手段で申請を行った場合	



申請期限 対象となる児童が生まれた日（または3歳、6歳の年齢に達した日）から1年以内



<申請窓口>

健康福祉課、桂支所、
七会支所

※随時受け付けています。

持参するもの 印鑑と振込口座が確認できるもの（受給資格者名義の通帳のコピー等）

問合せ 健康福祉課(常北保健福祉センター内) ☎029 - 240 - 6550